

川本町人権教育・啓発推進基本計画
【第一次改定】

川 本 町

はじめに

目次

第1章 総論

I. 基本計画改定の趣旨

II. 基本計画策定の背景

1. 国際的な状況
2. 国・県の取組
3. 川本町の取組

III. 基本計画の基本的な考えと性格

第2章 各論

I. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

1. 学校等における取組
2. 地域社会における取組
3. 家庭における取組
4. 企業等における取組
5. 町職員、教職員等への人権教育の推進

II. 各人権課題に対する取組

1. 女性
2. 子ども
3. 高齢者
4. 障がいのある人
5. 同和問題
6. 外国人
7. 患者及び感染者等
8. 犯罪被害者とその家族
9. 刑を終えて出所した人等
10. インターネットによる人権侵害

11. 性的指向と性自認等（LGBT等）

12. 様々な人権課題

- (1) プライバシーの保護
- (2) 「ひのえうま」などの迷信
- (3) アイヌの人々
- (4) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
- (5) ホームレスの人権
- (6) 人身取引（トラフィッキング）事件の適切な対応
- (7) 日本に帰国した中国残留邦人とその家族
- (8) その他の人権課題

Ⅲ. 施策の推進

1. 推進体制
2. 関係機関等との連携
3. 推進状況の調査・検討等

川本町人権教育・啓発推進基本計画体系

資料

世界人権宣言

日本国憲法（抄）

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

はじめに

人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言した「世界人権宣言」が1948（昭和23）年に第3回国連総会において採択されてから73年が経過しました。この間、国連を中心に人権に関する様々な宣言、条約が採択され、21世紀を平和と人権が守られる世紀にしようとする取組が世界各国で広がっております。

我が国でも、日本国憲法が「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と国民の基本的人権を保障しています。

しかしながら、近年における国際化、少子化、高齢化、情報化、多様化等の社会の変化に伴い、外国人や障がい者に対する差別的な言動、児童や高齢者の虐待、インターネット等を利用した人権侵害や社会的格差に起因する人権問題、さらには、性的指向と性自認等に関する偏見等、人権問題はますます複雑化、多様化しています。

本町においては、1999（平成11）年に「川本町同和問題啓発・教育基本構想」を、2012（平成24）年に「川本町人権教育・啓発推進基本計画」を策定し、人権教育・啓発に係る各種施策を推進してきました。計画策定から10年を迎え、新たな人権問題の発生や新たな条約や法令、計画等に対応するため、この度、本町における人権施策の基本的な計画である「川本町人権教育・啓発推進基本計画」を改定しました。

今後も、この計画に基づき、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進してまいります。

町民の皆様におかれましても、人権問題を自分自身の身近な問題として捉え、本計画の理念である「互いに人間の尊厳や権利を尊び、安心して生き生きと暮らしていける地域社会の現実」に向けて、主体的な取組を実践していただきますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の改定にあたり、ご尽力を賜りました関係機関の皆様をはじめ、ご協力いただいた多くの方々に心から感謝申し上げます。

2022（令和4）年3月

川本町教育委員会

教育長 宇山 廣 繁

第1章 総論

I. 基本計画改定の趣旨

川本町では、「互いに人間の尊厳や権利を尊び、安心して生き生きと暮らしていける地域社会の実現」を目指し、「川本町人権教育・啓発推進基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定（2012（平成24）年）し、様々な人権問題の現状と課題を明らかにするとともに、県施策の基本的方向に準じ、町民の人権意識の向上と人権施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。

しかし、最近の人権に関する社会情勢を見ると、学校でのいじめや、女性、子ども、高齢者、障がいのある人に対する暴行・虐待、さらに、特定の民族や国籍の人を排斥しようとする言動や、インターネットによる人権侵害情報の拡散など、様々な人権侵害が全国的に発生し大きな社会問題となっています。

また、多様な性的指向・性自認の受容、災害時における障がいのある人・高齢者等への配慮など新たな分野の課題も顕在化しています。

このため、今後とも、様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発により積極的な取組が求められている状況にあります。

今回の改定は、これまでの「基本計画」の理念を引き継ぐとともに、計画策定後の法令・計画などの動きや新たな課題に対応するために行いました。

なお、「基本計画」の改定にあたっては、2020（令和2）年に実施した「人権問題に関する町民意識調査（以下「令和2年意識調査」という。）」の結果を踏まえ、幅広く意見を集約しました。

II. 基本計画策定の背景

1. 国際的な状況

20世紀における二度の世界大戦の反省から、国際連合（以下「国連」という。）は、1948（昭和23）年の第3回国連総会において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であり」とうたい「すべての人民とすべての国とが達成すべき人権の共通の基準」を定めた「世界人権宣言」を採択しました。

国連は、この「世界人権宣言」の精神を実現するために、1966（昭和41）年の「国際人権規約」をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（以下「人種差別撤廃条約」という。）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」という。）」、「児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）」、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）」、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」など、多くの人権に関する条約を採択しました。

また、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」など、重要なテーマごとに国際年を定めるとともに、それぞれの課題に重点的に対応するため、「国際婦人の10年」、「国連障害者の10年」などの国際の10年の取組も展開されました。

しかしながら、世界各地で内戦や紛争が絶えず、これに伴う顕著な人権侵害や難民の発生など、深刻な問題が表面化しました。こうした中、1993（平成5）年にウィーンにおいて世界人権会議が開催され、すべての人権が普遍的であり、人権が国際的関心事であることが確認されるとともに、人権教育の重要性が強調されました。

1994（平成6）年には、人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官が創設され、同年の第49回国連総会で1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議とともに、人権についての意識を高め、理解を深めるための具体的プログラムとしての「人権教育のための国連10年行動計画」が採択され、人権という普遍的文化を世界中に構築するための取組が開始されました。この「行動計画」の取組により、人権教育の方向が示され、各国において国内行動計画の策定など、様々な取組が推進されました。

さらに、2004（平成16）年の第59回国連総会において、人権教育がすべての国で取り込まれるよう「人権教育のための国連10年行動計画」の後継の取組として、「人権教育のための世界計画」を2005（平成17）年から開始することを採択し、その第1フェーズ行動計画（2005～2009年）については、「初等・中等教育における人権教育」の推進に重点をおいた取組が、第2フェーズ行動計画（2010～2014年）においては、「高等教育並びに教育者、公務員等の人権教育」に焦点をあてた取組が、第3フェーズ行動計画（2015～2019年）においては、「メディアと報道関係者にあてるとともに、初等・中等・高等教育などにおける、これまでの人権教育の取組を一層強化する」などとした取組が行われました。

その他にも、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいては、すべての人々の人権が尊重される世界等を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」が、2030（令和12）年までの国際目標として採択され、2017（平成29）年7月の国連総会において承認されました。また、ハラスメントの根絶を求める声が世界的に広がる中、国際労働機関（ILO）が2019（令和元）年6月の総会で、「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」を採択しています。

2. 国・県の取組

我が国は、1947（昭和22）年に「基本的人権の尊重」を基本原理とする「日本国憲法」を施行し、1956（昭和31）年には国連に加盟することで国際社会の仲間入りを果たしました。

そして、「国際人権規約」をはじめ、「人種差別撤廃条例」、「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」、「障害者権利条約」等、多くの人権に関する諸条約を批准し、国際的な潮流に沿った方向で人権施策の充実・普及を図ってきました。

また、我が国固有の人権問題である同和問題については、1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」に基づく取組を進めてきました。

1997（平成9）年には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、関係府省での取組が開始されるとともに、人権擁護施策の推進を国の責務と定めた「人権擁護施策推進法」が5年間の時限立法として施行されました。

2000（平成12）年には、人権教育・啓発の推進は国及び地方公共団体の責務と

規定した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）」が制定され、国はこれに基づく「人権教育・啓発に関する基本計画（以下「人権教育・啓発基本計画」という。）」を2002（平成14）年に策定し、以降毎年国会において、計画に係る施策の実施状況を報告しています。

各人権課題に関係した法整備も進んでおり、1999（平成11）年「男女共同参画社会基本法」、2000（平成12）年「児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）」、2005（平成17）年「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）」、2011（平成23）年「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」、2013（平成25）年「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「子どもの貧困対策法」という。）」並びに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」、2016（平成28）年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）」並びに「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」等が制定されるなど、21世紀を「人権の世紀」にふさわしいものとするための様々な取組が積極的に進められています。

県においては、1998（平成10）年に人権施策の総合的・効果的な推進を図るため、庁内に「島根県人権施策推進会議」を設置し、翌1999（平成11）年に「人権問題県民意識調査」を実施するとともに、人権施策の推進に関する基本的方向や施策のあり方について幅広く県民の意見を求めるため、有識者で組織する「島根県人権施策推進協議会」を設置しました。

そして、2000（平成12）年に県の人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための指針となる「島根県人権施策推進基本方針」を策定し、2003（平成15）年に人権啓発推進センターを県庁内に、2006（平成18）年に西部人権啓発推進センターを県浜田合同庁舎内に設置するなど、人権教育・啓発の総合的な取組を推進するための体制を構築しました。

その後、2008（平成20）年10月に「基本方針」の第一次改定を、2019（平成31）年3月に第二次改定を行い、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいます。

3. 川本町の取組

1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」、1969（昭和44）年の「同和対策事業特別措置法」の施行等を受けて、総合的な同和対策・同和教育の諸施策の取組が始まりました。

特に、同和問題については、地域改善事業により実態的差別の解消を図るとともに、1980（昭和55）年12月の川本町同和教育推進協議会設立を契機に、行政・教育・社会教育団体・地域代表などの関係者が一体となって同和問題の解決を目指し、心理的差別解消のための各種取組を図ってきました。さらに、1997（平成9）年度から5年間の人権教育推進市町村事業の実施と、1999（平成11）年3月策定の川本町

同和問題啓発・教育基本構想により、地域ぐるみの同和教育の推進によって、国民的課題の解決に取り組んでいます。

第4次川本町総合計画（平成14～23年度）では、人権尊重の社会づくりについて、「いじめ」や「差別」は、社会に原因があることから、さまざまな人権問題の本質を正しく理解し認識を深めるため、あらゆる場・あらゆる機会を通して人権意識の向上に努め、日常生活の中で基本的人権が尊重される人権教育を推進するという基本方針のもと人権擁護意識の確立と人権同和教育の推進に努めてきました。

また、2011（平成23）年には川本町人権教育・啓発推進基本計画策定委員会を立ちあげ、全世帯を対象として「人権問題についての町民意識調査」（以下「町民意識調査」という。）を実施して実態の把握を行い、2012（平成24）年に、「基本計画」を策定しました。

さらに、第5次川本町総合計画（平成24～令和2年度）に続いて、2021（令和3）年に策定された第6次川本町総合計画（令和3～12年度）では、「たすけあい・支えあう中で、自分らしく暮らし続けられるまち」を基本目標として、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、その推進を図っています。

しかしながら、依然として、差別や虐待などの人権侵害が後を絶たないなど、多くの課題が残されており、また、国際化や情報化、少子高齢化など、社会環境の急速な変化を背景に、新たに発生した人権問題や制定後の新たな動きである法令・計画などに対応することが必要であることから、人権問題に対する現在の町民意識を知るための「町民意識調査」を実施し、その変化を踏まえて、「基本計画」の第一次改定を行うこととしました。

今後とも、町においては、同和問題などの具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチに加え、法の下での平等、個人の尊重といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチにより、人権尊重の意識の高揚を図り、様々な人権・同和問題の解決に向けて取り組んでいきます。

III. 基本計画の基本的な考えと性格

「基本計画」とは「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、本町としての人権教育・啓発に関する基本的な施策の方向を定めるものです。

「川本町人権教育・啓発基本計画」においては、互いに人間の尊厳や権利を尊び、安心して生き生きと暮らしていける地域社会の実現を目指しています。このことは、町民一人一人が主体的、自立的に活動し、互いに支え合うことでもあります。そして、子どもから高齢者まで一人一人が生活に生きがいを感じ、安心して暮らすことができる「かわもと」を実現するため、以下3つの理念のもとに、人権施策を進めます。

①「自己実現の達成」の支援

人権が尊重される社会の実現のためには、一人一人の様々な生き方の可能性が否定されることがなく、その個性や能力を十分発揮できる機会が重要です。お互いの自己実現を尊重していくためには、相手の立場に立って考え、

行動することが求められており、すべての人が自分らしい生き方のできる、お互いの自己実現を尊重する地域社会の実現を目指します。

②「共生の心」の醸成

一人一人の個性や違いを尊重し、様々な文化と多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、共に支え合うことが必要です。

人権が尊重される社会の実現のためには、性別や年齢、障がいの有無などによって制約を受けることなく、誰もが地域社会の構成員として、あらゆる分野の活動へ参画できることが重要です。すべての人が平等に参加できる地域社会の実現を目指します。

③「人権という普遍的な文化」の創造

人権が、人々の思考や行動の基準として日常生活に根付き、次の世代に引き継がれる社会を創造することが必要です。

人権が尊重される社会を実現するためには、すべての人が、それぞれの多様な文化や価値観を尊重し、それぞれの個性や生き方の違いを認め合い、共に生きているという認識や他人を思いやる心を持つことが大切です。すべての人が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

第2章 各論

I. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

1. 学校等における取組

(1) 基本的な考え方

一人一人の子どもの学ぶ権利が保障された学校・学級づくりを進めることにより、児童・生徒が互いの人権を尊重し、望ましい人間関係を築いていこうとする意識・意欲を高め、また、「いじめ」をはじめとした身近な問題の解決に向けて、主体的に取り組もうとする実践的な態度を育てます。

「町民意識調査」より、「人権が尊重される社会にむけての行政の取組」について、「学校において、人権に関する教育を充実させる」の回答が46.5%（前回38.2%）と前回調査より幾分か意識の向上が見られますが、県と比較して約16ポイント（前回12ポイント）低くなっています。

学校教育における取組は期待大であるため、引き続き、各学校での人権教育の推進を図るとともに、学校での取組を公表し、教育と啓発の充実に努める必要があります。

(2) 重点的な取組

ア. 保育所における人権保育の推進

子どもの発達段階に応じて、保育の指導方法に創意工夫を凝らすなど就学前教育全体を通じて人権意識を高めるための教育・保育活動を推進します。

a 職員研修の充実

- a) 保育所内において職員に対する継続的な研修計画の樹立とその実施に努めます。

- b) 各種人権・同和教育等の研究大会及び研修会、集会等への積極的な参加を通じて、保育所職員全体の資質の向上を図ります。
 - b 保育教材と保育カリキュラムの充実

人権保育教材の充実に努めるとともに人権保育カリキュラムの充実に努めます。
 - c 関係機関・団体との連携
 - a) 家庭・地域、小・中学校、その他の関係機関との連携を強め、就学前からの一貫した人権保育・教育に努めます。
 - b) 保護者会等と連携により、保護者を対象にした人権学習会の開催に努めます。
- イ. 小学校・中学校・高等学校における人権教育の推進
- 児童生徒が発達段階に応じ、人権の意義、内容や重要性などについて理解するとともに『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるように、またそれが様々な場面等で具体的な態度や行動に表れるように教育活動全体を通じて推進を図ります。
- a 教職員研修の充実
 - a) 管理職はもとより、すべての教職員の“人権尊重の理念の理解と体得”のため、効果的な教職員研修などの充実に努めます。
 - b) 管理職が中心となり、人権・同和教育主任の職務の充実に努めます。
 - b 人権教育に関する学習教材の充実と優れた実践事例の収集と提供
 - a) 児童生徒の発達段階や実態に応じた学習教材の選定と開発を支援します。
 - b) 児童生徒の自主性を尊重し、体験的な学習を取り入れるなどの指導方法と工夫について支援します。
 - c) 地域にある不合理や差別につながる人権問題等を発掘し教材化する取組を支援します。
 - c 地域や家庭、関係機関との連携
 - a) 学校の人権教育の取組を地域に広め、PTA活動や保護者との連携に努めます。また保護者や地域の人たちの授業参観の実施に努めます。
 - b) 学校は「教育集会所」の活用を図り、地域の実態に即した人権教育を推進します。
 - c) 川本町同和教育推進協議会との連携に努めるとともに、協議会の活動を支援し学校教育における人権教育を推進します。

2. 地域社会における取組

(1) 基本的な考え方

身近な地域や家庭における人間関係の中で育まれる人権意識は、人権教育や啓発に大きな影響を与えていることから、地域や家庭における人権教育・人権啓発は、社会教育行政における重要な教育課題です。地域における人権学習が、自主的な活動に根付いていくよう、社会教育のあらゆる学習機会と場において、学習意識の触発と喚起・開発に努めます。

「町民意識調査」より、「人権が尊重される社会にむけての行政の取組」について、「人権に関する意識を大人がしっかり持つよう、啓発、研修を充実させる」の回答が46.3%（前回42.4%）で、県と比較して約3ポイント（前回6ポイント低い）高くなっています。

町民の意識として、社会教育における人権教育推進への期待も大きいと言えます。引き続き、学習機会や情報提供、指導者養成支援等を通して、公民館を中心に地域の特性を活かした人権問題学習の推進に努めます。

また、町民一人一人の人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を高めるため啓発に努めます。

(2) 重点的な取組

ア. 人権に関する各種広報・啓発資料等の充実

- a) 広報「かわもと」等々定期的に配付する広報に「人権意識」を培う内容を掲載するなどその充実に努めます。
- b) 随時に発行する人権啓発冊子、パンフレット、リーフレット等の充実と効果的な活用に努めます。

イ. 各種機関・団体との連携

- a) 「川本町同和教育推進協議会」との連携に努めます。
- b) 関係機関団体と協賛で開催する研修会等の充実とその支援に努めます。
- c) 地域における人権啓発並びに人権のまちづくりの拠点として、公民館、教育集会所活動の充実と施設の整備充実に努めます。
 - ・相談事業の充実
 - ・文化交流事業の充実
 - ・同和問題をはじめ、あらゆる差別の解決に向けた事業の実施
 - ・地域福祉事業の推進
 - ・Iターン、Uターン者への連携及び支援の充実

3. 家庭における取組

(1) 基本的な考え方

学校、地域、関係機関、各種団体等の連携を促進し、家庭が人権問題を正しく理解して子どもに接することができるように、家庭の教育力向上の支援に努めるとともに、家庭内における虐待や暴力などの予防や、子育てや家事などの男女の協力などの推進に努めます。

「町民意識調査」より、「同和問題について知ったのはどのようなきっかけか」について、「家族（祖父母・父母、兄弟など）、親戚の人から聞いた」の回答が30.4%（前回35.6%）でした。この項目の回答が一番多く、県平均と比較しても、5.4%（前回7.8ポイント）高くなっています。また、「同和問題の原因や背景の要因として、あなたが思い当たるのは」について、「家族、親戚から伝えられる偏見・差別意識」の回答が、31.4%（前回29.6%）と3割を超えています。さらに、「子どもを取り巻く現在の環境について、よくないと

思うことは何ですか」について「家庭でのしつけなど、親の子育ての姿勢に問題があり、すこやかに育っていないと思う」が 35.9%（前回 34.6%）など、家庭での人権教育の推進が必要です。

引き続き、学校、地域、関係機関、各種団体等の連携を促進し、一人一人の人権を大切にする家庭教育ができるよう支援に努めます。

(2) 重点的な取組

ア. 学習支援や啓発の促進

家庭は、子どもの人権、女性の人権、高齢者の人権など、様々な人権問題の関わりの深いところであり、家族との会話の中でお互いが正しく学び、日頃から人権問題について認識を深めることが大切です。そのために、社会教育施設などとの連携を図り、家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努めます。

イ. 相談・子育て支援等の事業

子育てや介護、家庭内暴力などの不安や悩みを持つ家族に対する相談事業などを通して、家庭の教育力向上の支援に努めます。

ウ. 男女が協力しあえる家庭づくりの推進

家庭内における男女の固定的性別役割分担意識の解消のため、男女共同参画社会の充実にむけた家庭づくりの推進・啓発に努めます。

4. 企業等における取組

(1) 基本的な考え方

企業等においても、人権思想の普及・高揚を図るための人権教育・啓発を推進し、人権尊重の意識の醸成に努めます。

「町民意識調査」より、「差別や人権侵害を受けたと感じることは」の設問に対して、「職場における待遇や上司や同僚などの言動」と回答したのは 42.4%（前回 35.7%）と 3 人に 1 人を超える結果が出ています。また、「同和問題に関し、現在どのような人権上の問題が起きていると思いますか」との問いに、「就職、職場で不利な扱いをすること」の回答が 15.9%（前回 11.1%）と県平均より少ないものの、前回調査よりも増えている状況です。ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）などの問題が起こることも考えられますので、引き続き人権を大切にして差別のない職場づくりを進めるための支援に努めます。

(2) 重点的な取組

ア. 企業の人権教育や啓発の促進

企業等における研修活動を支援するために、人権に関する講演会や研修会等に関する情報提供を行います。

また、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント防止のための研修を推進したり、相談窓口を外部に設置したりするなどの体制づくりを進めます。

イ. 関係機関等の連携

企業等において一人一人の能力や適性が尊重され、人権に配慮した職場環境づくりが推進されるよう、公正な採用選考について、関係機関（ハローワーク、川本町商工会等）と連携を強め、企業内研修が取り組める体制が整備されるよう支援に努めます。

5. 町職員、教職員等への人権教育の推進

(1) 基本的な考え方

人権教育の推進にあたっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対して、人権教育に関する取組みを強化することが求められています。特に、「町民意識調査」より、「人権が尊重される社会が実現するため」について、「公務員など公的職場に勤める職員が人権意識をしっかりと持つ」の回答が21.6%（前回19.6%）であるように、町職員、教職員は、人権に関する責任者の重大性を認識して、自覚と使命感をもって職務にあたることが重要です。引き続き、これらの関係者への研修機会の充実を図り、人権教育の推進に努めます。

(2) 重点的な取組

ア. 町職員

全体の奉仕者である公務員は、憲法の基本理念の一つである基本的人権の尊重の視点に立ってそれぞれの職務の遂行に努めることが強く求められています。

当町においては、毎年、職員に対して人権・同和教育職員研修を行うとともに、町内外での研修会への参加を進め、町職員が人権問題を正しく認識し、人権に配慮した行政の推進ができるよう人権研修を充実させます。

特に、同和教育問題をはじめとする人権問題について、新規採用職員から中堅・管理職が業務経験に応じた研修を受け、それぞれの職務において適切な対応が行えるよう人権意識の高揚に努めます。

イ. 教職員

教職員は、学校における教育活動を直接担い、児童生徒の成長・発達に大きな影響を与える立場にあり、人権を尊重した学校教育を実現するための知識や技術の研修を深めて、指導力の向上に努めることが大切です。

これまでも教職員に対しては、さまざまな研修等の機会を捉えて資質向上を図ってきたところですが、引き続き人権意識をさらに高め、全校体制で人権教育を推進できるように取り組むとともに、教職員一人一人が自己を問い直し、差別の現実には深く学び、人権尊重、差別撤廃の自らの生き方の基本に関わる課題として取り組めるよう、研修会の内容の一層の充実を努めます。

各保育所・学校及び、川本町同和教育推進協議会との連携・協力の下、教職員一人一人の人権意識と差別に対する科学的認識を深める研修を計画的に実施します。

II. 各人権課題に対する取組

1. 女性

「男女共同参画社会基本法」の理念である「男女の人権の尊重」などの視点に立った取組を行政と民間が一体となって総合的・効果的に進めます。

女性が生きていくうえで、政治参加、国籍、法律上の地位、労働、教育など多くの社会的な差別が残されているということで、国連は1979(昭和54)年に「女子差別撤廃条約」を採択し、世界に向けて女性差別をなくしていく取組を求めました。

わが国においては、1985(昭和60)年「女子差別撤廃条約」を批准し、1986(昭和61)年に「男女雇用機会均等法」、1998(平成11)年に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

川本町においても町民一人一人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思によりその個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざした取組を進めています。2011(平成23)年に「川本町男女共同参画推進計画」を改訂し、DV防止の基本計画としました。

しかし、「町民意識調査」の結果において「男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)があること」の回答が47.3%と県平均よりも6.3ポイント高く、また、女性が差別されたり、人権侵害を受けたりしていると感じる場面については、「社会や地域に残るしきたりや習慣」、「家庭内での家事や育児の分担」、「職場での昇給などの給与格差や役職などへの昇任」の意見が多くなっています。これは、家庭、地域、職場など様々な場面において、女性の人権が十分尊重されておらず、その状態を見過ごしたり、仕方がないと考えたりしている町民意識の表れです。男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分発揮することができる社会の実現に向けた取組を推進することが必要です。

【重点施策】

ア. 男女平等、男女共同参画への意識づくり

男女共同参画週間(国)、男女共同参画推進週間(県)に合わせた広報活動や、学校教育、各種講座、講演会等を通して、男女の人権が尊重される男女共同参画社会づくりを推進します。

イ. 女性の人権の尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶

セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為など女性に対するあらゆる暴力の根絶と人権の尊重のため、関係機関と連携して相談機能の充実を図るとともに、広報、啓発に努めます。

また、女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ります。そして、女性に対し、肉体的、性的・心理的な傷害や苦しみをもたらす行為に対し、正しい理解と暴力を根絶する社会機運の醸成を図ります。

ウ. 意思決定の場への女性の参画拡大

男女格差のない社会の実現に向けて、意思決定の場に男女がともに参画し、双方の視点や意見が反映されることは、男女それぞれが対等な社会の構成員として活躍できる社会のためには不可欠です。

男女共同による魅力ある地域づくりを推進するため、各種審議会、協議会における女性委員の参画を促進します。

エ. ともに支えあう家庭と地域づくり

各種団体の活動や消費者活動、ボランティア活動等多様な地域活動への男女共同参画の推進を図るとともに、子育て支援などに対する福祉の充実と、家庭や職場生活に必要な知識や技能の習得を目的とした学習機会の充実に努めます。

2. 子ども

関係する機関・民間団体はもとより、学校や家庭・地域などが連携と協働のもとに、教育や意識啓発、相談、支援体制の充実など、「子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」を進めます。

次代を担う子どもたちの豊かな成長は、町民すべての願いと言えます。

1989(平成元)年「児童の権利に関する条約」が国連で採択され、わが国においても1994(平成6)年に批准されました。

この条約では、病気やけがの治療を受けられる「生きる権利」や、教育を受け休んだり遊んだりすることができる「育つ権利」、また、あらゆる種類の虐待や搾取などから守られる「守られる権利」、自由に意見を表明したり、集まってグループをつくったりすることができる「参加する権利」を守ることが求められています。これらのことを通して、子どもを、権利を享受し行使する主体者として尊重し、その人権を保障しようとしています。

しかし、全国的に見ても家庭の養育機能の低下、家族関係の希薄化、家庭や地域の教育力の低下など、子どもたちをとりまく環境はますます厳しくなり、人権問題が深刻化しています。

川本町においても、児童虐待やいじめ、不登校などが報告されており、家庭、学校、地域がともに学びあい、子どもの人権について理解を深めていくことが重要です。

【重点施策】

ア. 子どもの人権に対する理解を深めるための啓発の推進

学校、家庭、地域が相互に連携をとりながら、子どもの人権尊重と保護に向け、啓発活動を推進します。

イ. 児童虐待を防止する取組

児童虐待は、心身の安定した成長を阻むとともに、命さえも奪ってしまうことがある深刻な人権問題です。町民に対しては、児童虐待に関する啓発を進め、通報義務について周知をするとともに、関係機関の連携を密にし、早期発見、早期対応に向けた取組を行います。

また、児童虐待発生の大きな要因である、育児不安や地域からの孤立などを解消していくため、家庭教育の充実や地域における育児相談、子育て情報の提供体制を充実していきます。「川本町要保護児童対策地域協議会」で、関係者と協力体制を強化し支援を行います。

ウ. いじめ問題や不登校への取組

いじめ問題に対する教員研修をさらに充実し、未然予防、早期発見と早期対応によるいじめ問題の解決に努めます。また、児童生徒や保護者などが、気軽に悩みを相談できる体制の整備を図ります。

また、町相談会等を通して、不登校児童生徒への支援を充実させるとともに、家庭に引きこもりがちな児童生徒に対しては、その実態に応じて、県教育事務所と連携しながら教育相談員等による支援を行います。

エ. 人権に配慮した情報教育の推進

人権に配慮した情報教育を推進し、インターネットによる人権侵害を防ぐとともに、悪質な書き込みに対しては行政から削除依頼を行うなど、迅速な対応を行います。

オ. 青少年の健全育成に向けての取組

シンナー等の薬物、有害な図書や広告、アダルトビデオなど、子どもの人権を阻害する有害環境を浄化するとともに、児童売春や児童ポルノなどの商業的性的搾取を防止するため、PTA連合会をはじめ、県や関係機関と連携を図りながら、地域の実態に応じた有害環境浄化活動を展開します。

また、子どもたちの社会性や自主性を培うため、ボランティア活動などによる地域社会への参加の機会や、自然とのふれあいの場などを提供し、体験と出会いの中で、他人への思いやりや人権を尊重する豊かな心が育つよう努めるとともに、文化、スポーツ、福祉など様々な分野で、子どもたちを育成指導する人材の確保に努めます。

カ. 安心して子どもを生み育てる環境づくり

安心とゆとりを持って子どもを生み育てることができる環境の整備を図るため、多様なニーズに対応し、子どもの心身の発達や家庭、地域の実情に応じた適切な保育対策、放課後児童対策等を積極的に展開します。

また、子どもの人権に十分配慮しつつ、地域ぐるみの子育てや、子育てと仕事の両立などの実現に向けた子育て環境の整備にも取り組みます。

キ. 子どもの貧困対策への取り組みの推進

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないように、貧困に直面する子どもに気づき、その生活や学習を支え、希望の持てる未来へつないでいくための支援体制を整備し、取組を推進します。

3. 高齢者

高齢者が社会参加活動の中で生きがいを醸成できるような環境づくりに取り組み、高齢者が支える側に立ち、地域社会の担い手として活躍するような「新た

な共助の仕組みづくり」を進めます。

本町においても、出生率の低下や、平均寿命の伸び、また、若年層の転出等により、これまでにないスピードで高齢化が進んでいます。2021(令和3)年8月末現在の高齢化率は44.7%と、全国平均や島根県の平均を上回るものとなっています。

今後、独居老人世帯の増加や、介護の問題、高齢者への虐待、悪質商法などの金銭トラブル等、多くの問題が更に深刻化していくことが懸念されています。さらに、川本町人権問題調査より、高齢者(65歳以上)が暮らしやすいと感じている割合は54.1%(前回31.8%)、反対に暮らしにくいと感じている割合は39.1%(前回50.7%)であるという結果からも、少し改善されていますが、引き続き高齢者が安心して暮らせる町づくりをさらに推進していく必要があります。

町では、高齢社会への基本的な方向を示した「地域保健福祉計画」を策定していますが、今後さらに地域の発展のために尽くされてきた高齢者が、これからも社会を構成する重要な一員として尊重され、地域のサポートを得ながら、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりが求められています。

【重点施策】

ア. 啓発活動の推進

学校教育においては、高齢者の人権を尊重する教育を推進するとともに、高齢者との交流機会の充実や福祉教育等を通して、高齢者への理解や敬愛精神を高めていきます。

また、地域住民に対しても様々な機会を通して、高齢者の人権問題について啓発をしていきます。

イ. 高齢者の生きがいづくりの推進

高齢者に対する生涯学習の推進を図り、様々な知識や技能を修得するとともに、生涯スポーツの振興を図り、誰でも参加できる軽スポーツを普及し、心身ともに健康的な生き方を推進します。

ウ. 介護予防の推進

要支援、要介護状態の予防と重度化の抑制を図るため、運動機能の向上、栄養改善、閉じこもり予防などの地域支援事業を推進します。

エ. 介護サービスの充実

要支援、要介護状態にある高齢者が、在宅で生活できるよう居宅介護サービスの充実を図ります。また、福祉施設について、サービスの低下を招くことのないよう配慮しながら、管理運営のあり方を検討します。

オ. 高齢者虐待の防止

高齢者虐待の背景には、認知症に対する対応方法が分からないことや、過重な介護負担、地域社会での家族の孤立、経済的困難など様々な原因が考えられます。そのために、地域住民が高齢者虐待について正しい知識を身につけるよう教育、啓発を行い、虐待の防止に努めます。

4. 障がいのある人

障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念や誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会づくり」を進めます。

2003(平成18)年国連において「障害者権利条約」が採択されました。この条約では、障がいのある人の基本的人権の享有を目的とし、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や障がいのある人の社会への参加の促進等、障がいのある人の権利実現を規定しています。この理念を踏まえ、我が国においては「障害者基本法」改正、「障害者虐待防止法」並びに「障害者総合支援法」・「障害者差別解消法」の制定「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正と、法整備が進みました。

川本町においても、様々なニーズや障がい者のライフステージに沿った施策展開の推進、地域とともに支えるシステムづくりなどが求められています。

「町民意識調査」より障がいのある人もない人も共により良く生きるための社会に必要なものは、「日常生活を支援する施策の充実」「障がいのある人を正しく理解するための教育や啓発活動」が4割以上を超える回答です。

これらの課題を受けて、障がいのある人もない人も、すべての人々がお互いの人権を尊重し助け合うことや、すべての障がい者が自分の望む生き方を主体的に選び、決めることができること、また、一人一人が個性を発揮し、自立した生活を送ることのできるまちづくりを進めていくことなどが必要です。

【重点施策】

ア. 啓発、広報の推進

ノーマライゼーションの考え方（社会的弱者が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方）を基本とした啓発、広報を進めるとともに、福祉教育を推進し、障がい者問題への正しい理解と認識を深めるとともに、交流活動やボランティア活動を活性化し、住民が互いに理解し、尊重しあえる温かい地域づくりを進めます。

イ. 教育、育成の充実

障がいのある子どもが個性を伸ばしながら、豊かな人間関係の中で成長していくためには、地域の中でともに学びあえる環境を整備していかなくてはなりません。

また、地域の中で自立し、主体的に生きていく力を高めるために、基本的な生活習慣の確立を図るとともに、適切な相談、指導の充実に努めます。

ウ. 雇用、就業の確保

障がい者の社会参加を図り、自立した生きがいのある生活を切り開いていくため、雇用、就業の確保が求められています。行政における障がい者の雇用はもとより、ハローワークとの連携を通して、民間企業における雇用の促進を図ります。

エ. ひとにやさしいまちづくりの推進

「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」の趣旨・目的等について普及・啓発を図るとともに、障がいのある人等の多様なニーズに対応できるよう、施設等のバリアフリー化や障がいのある人の意見及びユニバーサルデザインの概念を反映した「ひとにやさしいまちづくり」を関係機関や各種団体と連携して推進します。

5. 同和問題

同和問題に対する正しい理解と認識を深め、問題解決への主体的な取組を促進するため、教育・啓発を積極的に推進します。

部落差別は、未だに解消されず、社会問題として存在しています。言うまでもなく、同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる最も重要な課題です。

近年では、新たにSNS上での差別を助長する内容の書き込みの増加や、ウェブサイト上での同和地区所在地や地区名の公開等、インターネット上における部落差別事象が後を絶たないことを受けて、2016（平成28）年12月に「部落差別解消推進法」が施行されました。

本町では「同和問題の早期解決は行政の責務であり、同時に国民的課題である」との基本認識に立ち、1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」、1969（昭和44）年の「同和対策事業特別措置法」を受けて、同和問題の解決を最重要課題として位置づけ、生活環境改良事業をはじめとする同和対策事業を積極的に実施するとともに、川本町同和教育推進協議会を組織し、教育、行政、地域が一体となった人権・同和教育を推進してきました。

こうした取組により、被差別地区の環境改善については、一定の成果が見られ、実態的な格差は縮まりつつあります。また、町民の同和問題に対する理解と認識も深まり、差別意識の大幅な解消へとつながりました。

しかし、学んだことが知的理解にとどまり、日頃の実践に活かせていない人や、学習機会に恵まれず、旧態依然とした差別意識を持っている人もいます。

そのため、結婚問題を中心に依然として根深く社会の中に存在している差別意識の解消や教育、就労、産業、福祉等の分野など、解決すべき課題が残っています。

高度情報化社会の到来によるインターネット上への差別的情報の流布など、新たな差別意識を生む事象も発生しています。また、県内でも落書きなどの差別事象が未だに発生しており、町内でも差別発言事象が発生するなど、差別解消に至っていないのが現状です。

【人権問題についての町民意識調査】

「【既婚】仮に、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどのようにしますか」という問いに対して、「子どもの意思を尊重する」71.6%（前回59.1%）、「親としては反対するが、子どもの

意思が強ければ仕方ない」23.3%（前回31.4%）、「家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない」3.9%（前回6.3%）、「絶対に結婚を認めない」1.2%（前回3.2%）でした。

「【未婚】仮に、あなたが同和地区の人と知り合い、結婚しようとした時、親や親戚から強い反対を受けた場合、あなたはどうしますか」という問いに対して、「自分の意思を貫いて結婚する」32.9%（前回31.7%）、「親の説得に全力を傾けたのち、自分の意思を貫いて結婚する」46.1%（前回40.3%）、「家族の者や親戚の反対があれば結婚しない」10.5%（前回22.3%）、「絶対に結婚しない」10.5%（前回5.8%）でした。

また、「同和問題の解決に対するあなたの態度はどうか」という設問に対して、「①町民の一人として、この問題の解決に努力すべきである」46.7%（前回38.6%）、「②自分ではどうしようもない問題だから、成り行きにまかせるより仕方ない」14.7%（前回13.7%）、「③自分ではどうしようもない問題だが、誰かしかるべき人が解決してくれると思う」7.4%（前回7.0%）「④これは同和地区の人だけの問題だから、自分とは直接関係のない問題だと思う」2.3%（前回2.7%）、「⑤よく考えていない」20.6%（前回17.7%）、無回答8.3%（前回20%）の結果から、①の積極的に課題解決に関わっていこうとする考えが、県平均よりも8ポイント（前回10ポイント）高くなっています。

同和問題解決に必要なこと「時がたてば同和問題は自然に解決するので、そっとしておくほうがよい」との考えが、21.7%（前回26.9%）となっています。

差別意識の解消にあたっては、幾分か向上が見られるものの、町民一人一人が、自らの課題として解決に向け主体的に取り組んでいけるよう一層の教育・啓発を推進します。

【重点施策】

ア. 教育、啓発の充実

差別をなくすための町民の集いや人権・同和教育講座等、各種教育、啓発事業の充実を図り、同和問題に対する正しい理解を進めていきます。

イ. 企業内研修の活性化

就職の機会均等を進めるため、企業内研修の活性化を図ります。

ウ. 身元調査おことわり運動の推進

身元調査おことわり運動を町民運動として推進し、結婚や就職時における不当な差別をなくしていきます。

エ. 学校教育の充実、連携

幼児期から発達段階に応じた人権・同和教育を推進するため、相互の連携を図るとともに、教職員を対象とした研修の充実に努めます。また、保育所－小学校－中学校－高等学校－行政の連携を深め、一貫した人権・同和教育の推進に努めます。

学校において、保護者・地域・関係諸機関との信頼関係に基づく連携を図り、同和地区児童生徒をはじめ、すべての児童生徒の学力向上と進路保障に努めます。

オ. 町職員研修の充実

同和問題解決に対する町の責務を果たしていくため、職員研修を充実していきます。

カ. 教育集会所活動の充実

人権と福祉の拠点施設として、相談事業や交流事業など教育集会所活動の充実に努めます。

6. 外国人

「多文化共生社会」の構築を推進し、外国人住民についての理解促進並びに外国人住民の自立及び社会参画の機会づくりを進めます。

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会問題になっています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねず、許されることではありません。違いを認め、互いの人権を尊重する共生社会を目指して取組を進めていく必要があります。

これらの状況を踏まえ 2016（平成 28）年には「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

本町における在住外国人は、令和 3 年 9 月末現在、9 カ国 22 人で、総人口に占める割合は 0.7%となっています。

今回調査結果では、「外国人の人権について特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対しては、「日常生活に必要な情報や地域の文化・慣習がわからず、日常生活に支障をきたすこと」、「日本人の異文化理解が十分ではなく、外国人に対する偏見を生みやすいこと」、「日本語学習や日本の生活習慣を学習する機会が少ないこと」などの回答が多くなっています。

外国語による生活情報の発信や相談機関などの周知をはじめ、在住外国人にとって安心して暮らせる環境を整備していく必要があります。

【重点施策】

ア. 教育、啓発活動の推進

各種講座において、外国人への差別や偏見をなくすための教育や、国際理解のための啓発を推進します。

イ. 交流活動の推進

様々なイベント等を通して外国人との交流を図り、相互理解を深めていきます。

ウ. 外国人が暮らしやすい地域社会づくり

外国人への情報提供や日本語習得の支援、相談体制の充実を図り、外国人が暮らしやすいまちづくりを進めます。

7. 患者及び感染者等

感染症等に関する正しい知識の普及等の広告活動を進めるなどの施策を推進します。

1981(昭和 56)年に世界で初めてアメリカでエイズ患者が報告されて以来、全世界に拡大していき、これまでに 7,000 万人が感染し、3,000 万人が死亡したとされています。日本国内でも 1987(昭和 62)年に患者が確認され、感染者が増え続け、毎年 1,000 人を越える感染者が報告されています。

現在、先進国においては、エイズの新規発症者やエイズで死亡する患者数は減少傾向にあります。日本だけが増加傾向にあります。それは、エイズの治療法の著しい進歩がある中で、他の先進国においては、H I V 抗体検査が普及していますが、日本においては、その普及が遅れているということが指摘されています。検査を行わないため、エイズが発症してから病院に行くこととなり、命を失う人が増え続けています。

エイズ問題が発生した当初には、エイズの治療法がなく、感染すれば確実に死に至る病気であるとされ、また同性愛者の間での感染が話題となったため、H I V ・エイズに対する過剰な恐れや偏見、差別がもたらされました。

しかし、エイズの感染経路は限られており、また、感染力も弱いため、性行為以外の日常生活で感染することはありません。H I V ・エイズに対する関心を高め、正しい知識を持つことが、感染の拡大を防ぎ、また感染者の命を守っていくことにつながります。

ハンセン病は、らい菌により皮膚や末梢神経が侵される感染症ですが、感染力は極めて弱く、現在では治療法も確立しています。しかし、かつては、有効な治療法がなく不治の病と言われ、その症状が体の表面に出るため、業病(ごうびょう:前世の罪の報いによる難病)などと呼ばれ、差別の対象となっていました。わが国では、1967(明治 40)年に「癩(らい) 予防ニ関スル件」が公布され、さらに、1931(昭和 6)年には「癩予防法」が制定され、国策としての隔離政策を進めていくこととなりました。

しかし、第 2 次大戦後に特效薬であるプロミンが普及し、ハンセン病が完治するものとなっても、1996(平成 8)年に、「らい予防法」が廃止されるまで隔離政策は存続し、ハンセン病患者、回復者への差別や偏見が残されました。

2001(平成 13)年には「らい予防法違憲国家賠償請求事件」で原告勝訴の判決が下され、これを受けて「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律」が制定されました。

しかし、熊本県において発生した、ハンセン病回復者に対するホテルの宿泊拒否問題に見られるように、社会には差別や偏見が残され、今も回復者の方たちを苦しめており、故郷への里帰りもなかなか進んでいないのが現状です。

長年にわたる差別的な政策により、深く染み付いた偏見を排除していく取組を進め、回復者の方々が、安心して生活できる地域づくりを進めていかななくてはなりません。

「町民意識調査」より、「もし職場や地域などで日ごろ親しくつきあっている

人がエイズの原因ウイルス（HIV）感染者であることが分かった場合どうするか」の設問に、「今までどおり親しくつきあう」20.6%（前回22.8%）、「感染しないよう配慮しながらつきあう」47.9%（前回43%）となっており、約69%（前回65%）がつきあい続けると回答しているが、残りの31%（前回35%）は「わからない」「できるだけつきあいをさける」「無回答(14.3%（前回16.5%））」です。

また、「ハンセン病回復者に関する事柄で問題があるのは」の設問に、「学校や地域におけるハンセン病についての教育・啓発活動が不十分である」41.6%（前回32.8%）、「ハンセン病回復者に対する偏見・差別が残っている」36.9%（前回26.6%）となっており、感染症患者に対する認識不足や差別・偏見意識の存在が認められます。

近年、新たな感染症等も発生しており、関係機関、団体等と連携し、感染症や難病に対する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、患者や感染者等の相談・支援体制の充実など人権が尊重される地域社会の実現に努めることが求められています。

【重点施策】

ア. 啓発活動の推進

患者及び感染症等に関する啓発資料の作成や町広報紙、チラシなどを通して、正しい知識の普及に努め、偏見や差別意識の解消を図ります。

イ. 教育活動の推進

学校教育においては、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、偏見をなくしていくとともに、正しい予防知識を身につけます。また、社会教育においては、各種講座を通して、正しい知識、考え方を伝えるとともに、企業でのエイズに関する教育を推進し、差別や偏見のない社会づくりを進めます。

8. 犯罪被害者とその家族

犯罪被害者とその家族の視点に立ち、そのニーズに応えるため、広報・啓発や相談窓口の設置、支援体制の整備などの施策を推進します。

犯罪被害者は、ある日突然、本人の意思とは無関係に、犯罪等の理不尽な行為により身体を傷つけられたり、家族の命を奪われたりするなどの直接的被害を受けるだけでなく、経済的困窮、捜査・裁判での精神的ストレス、医療機関・自治体窓口での無理解による不適切な対応、また、無責任なうわさ話やメディアの過剰取材によるストレスなど、被害後に生じる二次的被害に苦しめられています。

このように、犯罪被害に遭うことで突如として降りかかってくる苦痛や困難は、しばしば個人の対応能力を大きく超えることがあります。精神的な打撃により思考や感情が麻痺したり、もろく傷つきやすくなったりして、通常の判断や行動を取れなくなった被害者が孤立して引きこもり、生活への行き詰まり、家庭崩壊に至ったりするようなこともまれではありません。

このことから、被害者の対応能力を超える課題への対処を社会的に支援して、

被害者に及ぼす影響を最小限にとどめるとともに、犯罪に遭われた方々が尊厳を持って、いきいきと安心して暮らせる社会の実現をめざした取組を推進することが必要です。

【重点施策】

ア. 情報提供・相談体制の充実

「犯罪被害者総合窓口」を設置するなど、被害者の状況に応じた適切な情報提供と相談体制の構築を推進します。

イ. 深刻な犯罪被害からの回復支援

地域、学校、警察等、関係機関の連携とさまざまな施策の活用により、犯罪被害者の心のケアに取り組みます。また、一時保護、再被害防止対策や非行少年の立ち直り支援など、犯罪被害者の不安の軽減と安全の確保のための措置を講じます。

ウ. 犯罪被害者を支える社会づくり

犯罪被害者が置かれている状況について学習する機会の提供や被害に遭った方々の人権尊重に関する教育を地域や学校等において実施するとともに、広報、啓発活動を推進します。

また、県との連携を強化して情報の収集に努めるとともに、県内各市町村や関係機関とも連携、協力して取組を進めます。

9. 刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人とその家族の人権が侵害されることのないよう、関係機関、関係団体と連携・協力して啓発に努め、温かく受け入れる地域社会づくりを進めます。

刑を終えて出所した人やその家族に対する差別や偏見には、根強いものがあります。地域社会から拒否的な感情をもたれたり差別されたりすることにより、生活が行き詰まったり、前歴のうわさが流布され、本人の更生意欲がそがれたりすることがあり、これらの人々の社会復帰を困難なものにしています。

【重点施策】

ア. 円滑な社会復帰のための支援

刑を終えて出所した人が地域社会において社会復帰が円滑に図られるよう、就職の援助などの支援を行います。

イ. 偏見・差別意識解消のための教育・啓発の推進

刑を終えて出所した人やその家族の人達の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別意識の解消に向けた教育・啓発や温かく受け入れる地域社会づくりを推進します。

10. インターネットによる人権侵害

インターネットによる人権侵害の早期発見を図り、迅速な削除依頼を行うなど、被害の拡大防止に努めます。また、町民一人一人が情報モラルについての理解を

深められるよう啓発を推進します。

インターネットの普及により、多くの人々が豊かな社会生活を享受することができるようになりました。一方、発信者の秘匿性を悪用して、ホームページの掲示板に基本的人権を侵害する書き込みが増加し、差別を助長しています。このため、インターネットのホームページや掲示板などで権利の侵害があった場合における特定電気通信役務提供者（プロバイダ、サーバの管理・運営者等。以下「プロバイダ等」という。）の「損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利」を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダ責任制限法」という。）が、2002(平成14)年に施行され、成果が上がっています。しかし、被害者が特定されない情報などはプロバイダ責任法の対象外となっており、差別表現や集団的誹謗表現がそのまま流通するなど、人権の視点での課題があります。

近年、大容量の情報を高速に伝送できる光ケーブルの普及に伴うブロードバンド化など、インターネットは急速な発展を続けており、利用人口も年々増加しています。インターネットを活用した人権問題への正しい理解と認識を深めるための情報発信は、今後の有効な手段です。

パソコン、携帯電話・スマートフォンやインターネットの普及に伴う高度情報化社会の健全な育成を図るためには、提供する側と利用する側の人権の視点に立ったモラルの向上が求められています。また、インターネット社会に対応した人権啓発・教育活動を展開するためIT関連技術の有効な活用が重要です。

【重点施策】

ア. 侵害情報の排除

差別事象等を発見した場合「プロバイダ責任制限法」に基づき、的確かつ迅速にプロバイダ等に対して侵害情報等の削除を申し入れるなど侵害情報の排除に努めます。また、本町の開設しているホームページについては、適正な管理・運用に努めます。

イ. モラルの普及・啓発

人権を侵害するような情報をインターネット上に発信しないように、ホームページ等により、広く町民へのインターネット利用上のモラルの普及・啓発に取り組みます。

子どもたちに対しインターネットとの正しい関わり方を教えるとともに、氾濫する情報の中から正しい情報を主体的に判断できる能力の育成に努めます。

11. 性的指向と性自認等（LGBT等）

LGBT等に対する偏見や差別が当事者を苦しめていることを考慮し、周囲の一人一人がLGBT等について正しい理解と認識を深め、これらの人々の人権が尊重される社会の実現に向けた啓発に取り組みます。特に学校においては、児童生徒に対するきめ細かな対応に取り組みます。

恋愛又は性愛の対象がどういう性に向かうのかを示す概念である「性的指向」については、異性愛・同性愛等多様であり、また、自己の性別をどのように認識しているかを示す概念である「性自認」については、生物学的な性（からだの性）と自認する性（こころの性）が一致せず違和感を持っている人がいます。一般的には、「LGBT」等の言葉が用いられており、全体的に見れば少数派ということで、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人々を総称する言葉として、近年、次第に浸透してきました。民間企業が2019（令和元）年11月に全国の成人約42万人を対象に実施した統計調査によると、10.0%の人がLGBTのいずれかに該当するという調査結果が報告されています。しかし、我が国では、LGBT等に対して、社会的な認識・理解が進んでいないため、当事者は、性的指向と性自認等を理由とした偏見や差別、またそれを助長する興味本位の扱いを受け、そのことを理由とした解雇、賃貸住宅への入居拒否等、社会生活上の困難に遭遇するなど、様々な問題に苦しんでいます。そのため、当事者の多くは、公表（カミングアウト）を躊躇し、日常の社会生活を送る上でも周囲に知られることを恐れながら生活しているものと考えられます。

一方で、近年、欧米諸国やアジアにおいても同性婚や同性カップルに婚姻とほぼ同等の権利を認める国が徐々に増えているとともに、国内外でLGBT等であることをカミングアウトした人が、政治・スポーツ・芸術等様々な分野で活躍し、当事者で構成するNPO団体等が地道な活動を進めていることなどにより、社会において、少しずつではありますが、理解や共生の意識が広がっています。

我が国においては、2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）」が施行され、一定の条件を満たした場合には、家庭裁判所の審判を経て戸籍の性別変更が認められることになり、2008（平成20）年には、その条件を緩和する法改正も行われました。また、性的指向と性自認等を理由とする差別の禁止や理解を促進する法案等の制定の動きが見られるほか、一部自治体においては、性の多様性を尊重する条例の制定や、異性間の婚姻に相当する関係を自治体が認める「同性パートナーシップ制度」の運用等、独自に当事者を支援する動きも出てきました。

また、世界保健機関（WHO）は、2019（令和元）年1月、国際疾病分類の改訂版を約30年ぶりに採択し、「性同一性障害」を精神疾患の分類から除外し、性の健康に関する分野に加えました（2022（令和4）年1月施行）。

すべての人が等しく自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を目指し、日々の生活を送る上で生きづらさを感じることをないよう、当事者の要望に沿った施策の実施が求められています。

【重点施策】

ア. 町民に対する取組

地域社会や職場において、LGBT等の人々が直面する課題を認識し、性に対する多様なあり方への理解を深めるために、民間団体等とも連携して、各種講演会や研修等の開催、啓発資料の配布等を通じて、広く町民への啓発や相談対応の充実を図っていきます。

イ. 学校における取組

LGBT等について教職員が正しく理解し、適切に対応できるよう促します。また、児童生徒のLGBT等についての理解につながる、多様性を認め、固定的な考え方や偏見にとらわれない態度や他者を思いやる気持ちを育てる人権教育を推進し、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整え、組織的な支援に取り組めます。

12. 様々な人権課題

今回の「町民意識調査」より、習慣・慣習「ひのえうまの生まれ、結婚式と大安、葬式と友引、結婚式場の〇〇家掲示、結婚相手を決めるときの身元調査」についての意識調査から、結婚式と大安、葬式と友引を除いて、県平均よりも当然のことと思う割合が多く、間違っていると思う割合は低くなっています。前回調査よりは改善は見られるものの、以前、迷信や風習など世間のならわしやしきたりに流される心の動きが心の中にあることを示しています。

このような習慣・慣習以外の様々な人権問題に対して、町民の正しい理解・認識と問題解決に向けての積極的な態度を養うことができるよう啓発活動に努めます。

(1) プライバシーの保護

現代社会では、さまざまな分野において大量の個人情報が保有され利用されていますが、これらの情報はプライバシー保護の観点から適正に利用されなければなりません。行政機関だけではなく、事業所においても個人情報の適正な取扱いが求められています。

また、各個人それぞれも自己の個人情報を適切に管理し、他人に関わる個人情報を取り扱うときは、その権利利益を侵害しないようにする必要があります。

県民や事業者が個人情報の保護について理解を深め、適切な取扱いができるよう支援します。

(2) 「ひのえうま」などの迷信

地域社会にはさまざまな慣行や因習がありますが、中には合理性が無く差別的なものも見受けられます。また、他の地域からの転入者に対して、よそ者であるという差別意識も見受けられます。

社会風土を形成する住民の生活意識や考え方、生活感情の中には、不合理な差別や偏見が温存され、生活の場面に根をはっています。例えば、個性や違いを排除し同質化を求める傾向、「大安」「友引」といった迷信にとらわれやすい社会体質、自分の判断よりも「世間体を重んじる風潮」「出生地・家柄・学歴」などによって、人や結婚相手の価値を決めるなどのような意識、考え方は人権尊重の精神に逆行し、差別の温存・助長につながるものです。このような住民の意識や感情を除去していく教育・啓発を推進していきます。

(3) アイヌの人々

アイヌの人々は、独自の文化を有していますが、近世以降のいわゆる同化政策などにより、今日ではその文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。アイヌの人々の民族としての誇りを尊重し、アイヌの人々に対

する理解と認識を深める必要があります。

国においては、2019（令和元）年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、その中でアイヌの人々を「先住民族」と明記するとともに、差別の禁止に関する基本理念を定め、施策の推進に関する国・地方公共団体の責務を規定しました。

この法律の趣旨に沿って、アイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

(4)北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は重大な人権侵害です。解決のためには、拉致問題に対する世論を高め、国際社会と協力していくことが必要であり、国と連携し啓発活動を実施します。

(5)ホームレスの人権

「ホームレス」とは、公園、河川、道路、駅舎、その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる人をいいます。ホームレスになった理由としては、「仕事の減少」や「倒産、失業」などの仕事関係が多く、また健康状態については、十分な食べ物が得られず、多くの人が体調不良を訴えています。

ホームレスのおかれている状況を理解し、社会復帰に向けた支援を行うことが必要です。

(6)人身取引（トラフィッキング）事件の適切な対応

人身取引とは、人を売春させて搾取することや強制的な労働をさせることを目的として、脅迫、誘拐などの暴力的手段や、詐欺、甘言などによって誘い出し、運搬、移送する行為を言い、人身売買（トラフィッキング）とも言われます。こうした人身取引は、基本的人権の重大な侵害に当たり、人道的観点からも極めて深刻な問題です。

一般的には、送り出す国は貧しく、受け入れる国は比較的裕福な国がほとんどですが、我が国も、性的搾取を目的とした女性の移送目的国となっており、国では、「人身取引対策行動計画」を策定し、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等に取り組んでいます。

関係機関とも連携し被害者の迅速な保護・支援を行います。また、人身取引への無関心が人身取引を容易にし、被害を拡大させているため、人身取引の撲滅・防止に向け、人身取引の深刻な実態を知り、社会全体の問題と受け止めるよう、啓発に取り組めます。

(7)日本に帰国した中国残留邦人とその家族

1932(昭和 7)年の「満州国」建国に端を発し、開拓移民として渡った人々のうち多くの女性と子どもがソ連の対日参戦その後の敗戦によって、中国に残留することを余儀なくされました。この時点でおおむね 13 歳以下であり、中国人の養父母によって育てられた人たちは「中国残留孤児」と呼ばれます。「中国残留婦人等」や「中国残留孤児」の子どもたちで日本に「帰国」してきた人たちは、「中国帰国者 2 世」と呼ばれます。

「中国残留婦人等」や「中国残留孤児」の孫たちで日本に「帰国」してきた人

たちは、「中国帰国者3世」と呼ばれます。「中国帰国者2世3世」は、中国文化の中で生まれ育ち、中国人としてのアイデンティティを持っているので、日本社会で生活して行くには、いわゆる異文化社会への適応が一つの課題となります。

「中国残留孤児」の生まれた背景、中国での暮らしや現在の暮らしなどについて、残留孤児に対する理解を深めるための啓発を推進します。また、就職に必要な職業訓練の支援を行うとともに、中国での生活体験の活用など、きめ細かな就業相談を実施します。

(8)その他の人権課題

今後、新たに対応すべき人権課題などに対して、あらゆる機会を通じて、差別や偏見をなくしていくための施策に努めます。

III. 施策の推進

1. 推進体制

川本町教育委員会を拠点として、人権教育・啓発に努めます。また、有識者・関係団体の代表等の組織として「川本町同和教育推進協議会」を位置づけ、様々な提言を取り入れながら、関係部局の密接な連携のもとに諸施策を実施します。

併せて町政のあらゆる分野で人権教育・啓発を推進するとともに、広報や町のホームページ等を通じて、幅広く人権情報の提供に努めます。

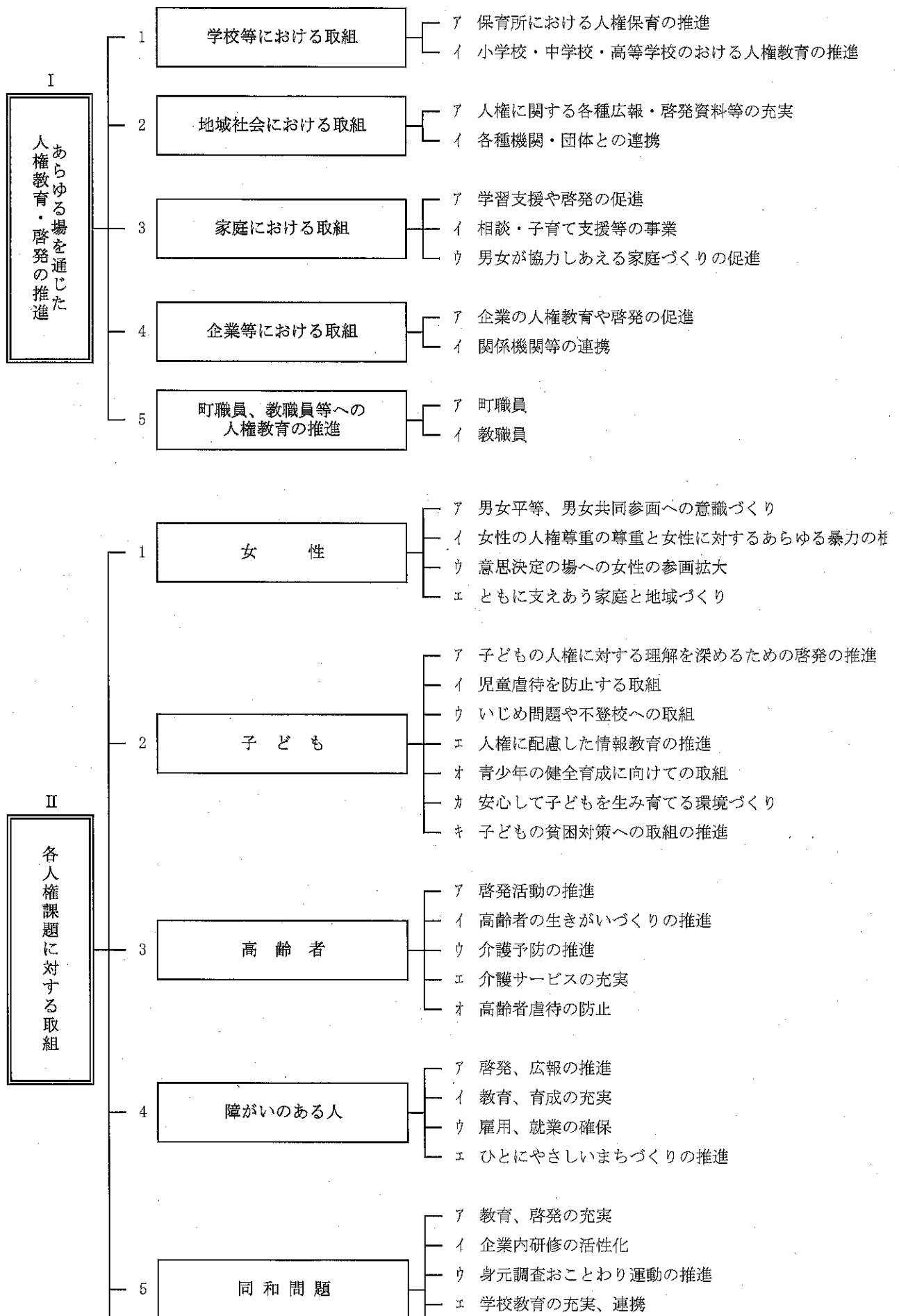
2. 関係機関等との連携

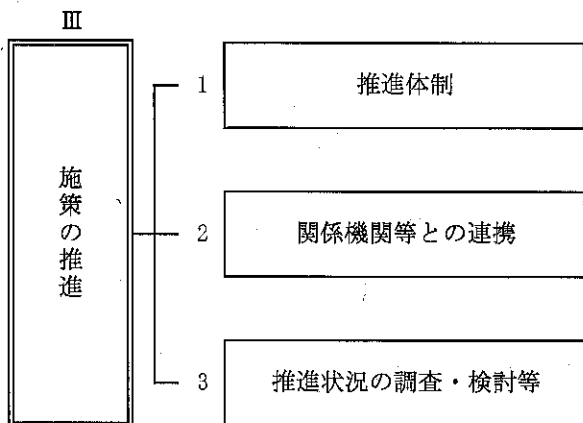
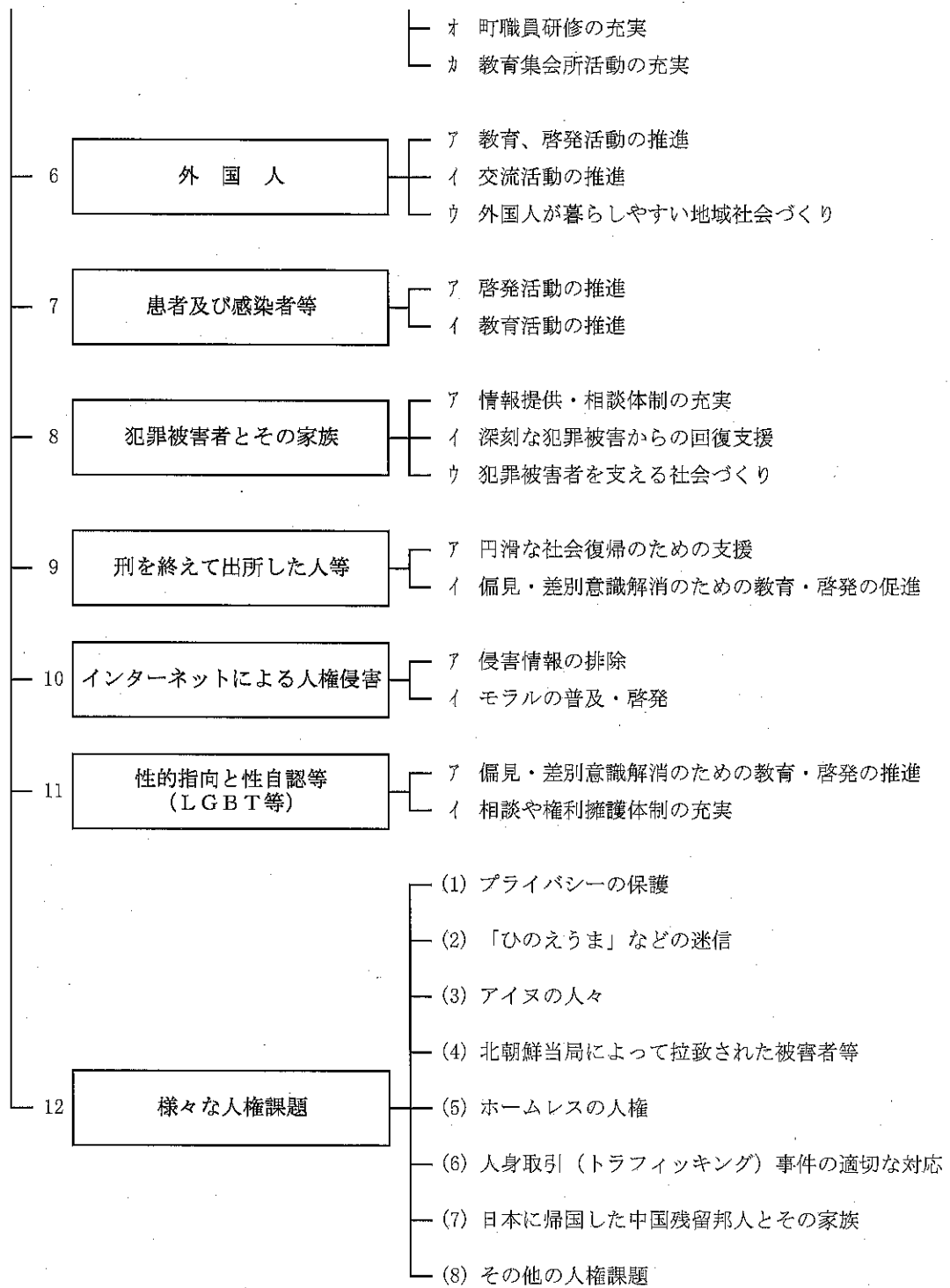
人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、国・県・町の行政機関同士の連携が必要です。また行政機関に限らず、人権問題の解決を目指す民間団体や企業などとも足並みを揃え、連絡・調整を密にし相互に活動を支援・活性化できるように努めます。そして人権に関わる相談機関相互の連携を図り、地域の実情に応じた人権教育・啓発活動を推進します。

3. 推進状況の調査・検討等

この「基本計画」の実効性を高めるために、各分野の取組状況について成果の評価を行います。

また、「基本計画」は概ね5年毎に見直しを行います。また、社会状況によっては、これに関わらず、見直しを行います。





資料

世界人権宣言

昭和23年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条

学問の自由は、これを保障する。

第24条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第99条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日法律第147号

(目的)

第1条

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条

この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。